

京都市告示第453号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成24年3月27日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

槌屋町町内会

2 規約に定める目的

地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

3 区 域

京都市中京区小川通夷川下る槌屋町全域

4 事務所

京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地

5 代表者の氏名及び住所

小森 衛

京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成24年3月9日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)